

新生児聴覚検査を県外の医療機関で受診される方へ



里帰り出産等の理由により、新生児聴覚検査を県外の医療機関で受診される方は、下松市の基準額の範囲内での受診料の補助が受けられます。

以下の要領で受診してください。（※転出された方は該当しません）

① 県外の医療機関で検査をします。

受診の際、以下を医療機関にお渡しください。

- ・ 医療機関宛説明書（初回受診時のみ）
- ・ 新生児聴覚検査受診票
- ・ 母子健康手帳

② 検査後は受診料を支払い、領収書などを受け取ります。

医療機関では、一旦、実費をお支払いいただきます。以下を受け取って帰ってください。

- ・ 医療機関で発行される領収書（新生児聴覚検査の金額がわかるもの）
- ・ 新生児聴覚検査受診票（下松市分）
- ・ 母子健康手帳

③ 後日、下松市こども家庭課 母子保健係の窓口で申請をします。

お早めに以下をご持参ください。申請は代理の方でも構いません。

- ・ 下松市新生児聴覚検査補助金交付申請書兼請求書（※見本を見て記入をしてください）
- ・ 領収書（新生児聴覚検査の金額がわかるもの）
- ・ 新生児聴覚検査受診票（下松市分）……結果が記入されているもの
- ・ 母子健康手帳

市のホームページから様式をダウンロードすることもできます。

そのほか、ご不明点はこども家庭課へお問い合わせください。

下松市こども家庭課 母子保健係
（こども家庭センター ハピスタくだまつ）
下松市中央町21番1号
Tel:0833-41-1022